



介護保険のサービスを利用できるのは、「介護が必要である」と認められた人に限られます。そこで、保険を運営する市町村は、サービス利用を希望した人について、全国共通の基準により、介護の必要度を調べなくてはなりません。この判定が『要介護認定』です。今月は、この『要介護認定』を受けるための申請があった以降のことについて紹介していきます。

《問5》認定調査では、どんなことを調べるの？

答) 要介護認定の申請がありますと、専門知識をもつ曾於地区介護保険組合の認定調査員等が自宅や施設を訪問し、心身の状況等について本人や家族から聞き取り調査を行います。調査は全国共通の調査票にもとづき、基本調査、概況調査、調査員による特記事項の記入により行われます。調査票の結果はコンピューター処理され、どのくらいの介護サービスが必要であるかの指標となる『要介護状態区分』が示されます。(1次判定)

調査項目

- | | | | |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------------|
| ●麻痺等の有無 | ●飲水摂取 | ●理解 | ●両足での立位保持 |
| ●移動 | ●介護側の指示への反応 | ●両足がついた状態で
の座位保持 | ●電話の利用 |
| ●排便 | ●寝返り | ●薬の内服 | ●歩行
<small>えんか</small> |
| ●聴力 | ●洗身 | ●行動 | ●嚥下 |
| ●関節の動く範囲の
制限の有無 | ●清潔 | ●片足の手の胸元まで
の持ち上げ | ●日常の意志決定 |
| ●立ち上がり | ●起き上がり | ●金銭の管理 | ●日常生活自立度 |
| ●食事摂取 | ●じょくそう(床ずれ)
等の有無 | ●過去14日間に受けた
医療 | ●移乗 |
| ●意思の伝達 | ●衣服着脱 | | ●排尿 |
| ●片足での立位保持 | | | ●視力 |
| | | | ●ひどい物忘れ |

《問6》介護認定審査会とは何をするところ？

答) 介護認定審査会は、保健・医療・福祉に関する専門家5人程度で構成され、認定に必要な審査判定を行う機関です。ここでは、認定調査をふまえたコンピューター判定(1次判定)の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、介護サービスが必要か、必要であればどの程度(要介護状態区分)かを審査判定(2次判定)します。なお、審査においては、客観的で公平な判定が行われるように、本人と特定できる情報(名前、住所など)はふせられるなどの配慮がなされます。

